

東かがわ市条例第4号

東かがわ市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月6日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

東かがわ市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年東かがわ市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 第13条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 略 6 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7・8 略 （東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第16条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若しくは第2項</u>（これらの規定を同法<u>附則第</u>	附 則 第13条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 略 6 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7・8 略 （東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第16条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第4条第1項若しくは第2項</u>（これらの規定を同法<u>附則第</u>

改正後	改正前
9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第5条の規定による改正後の東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。 （東かがわ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第17条 第6条の規定による改正後の東かがわ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第10条第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員には適用しない。	9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第5条の規定による改正後の東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。 （東かがわ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第17条 第6条の規定による改正後の東かがわ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第10条第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。